



山々と育む すこやかな国

長野県(林務部)プレスリリース 令和7年(2025年)12月12日

「長野県内の建築物等における県産材利用方針」の見直し案及び関連条例等の一部改正案に対するご意見を募集します

長野県では、令和7年3月10日に公布・施行された「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」を踏まえ「長野県内の建築物等における県産材利用方針」の見直しを進めています。

この度、見直し案がまとまりましたので、県民の皆様からのご意見を募集します。

また、同方針の見直しに合わせて、社会福祉施設等に関する条例の一部改正も予定していますので、こちらの改正案についてもご意見をお寄せください。

意見を募集する案件

- ・長野県内の建築物等における県産材利用方針の見直し案
- ・社会福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例案

募集期間

令和7年12月12日(金)から令和8年1月13日(火)まで

見直し案等の閲覧方法

以下のURLからご覧いただけます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/kensanzai/20251212publiccomment.html>

また、行政情報センター(県庁西庁舎1階)、県庁林務部信州の木活用課県産材利用推進室(県庁本館棟6階)、各地域振興局林務課及び行政情報コーナーでもご覧いただけます。

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

- ・ながの電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=65448

- ・電子メール、ファクシミリ又は郵送

【提出先】長野県 林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室

郵 送：〒380-8570(長野県庁専用番号につき住所記載不要)

電子メール：mokuzai@pref.nagano.lg.jp

ファクシミリ：026-235-7364

※電話及び口頭でのご意見は受け付けられませんので、ご了承ください。

その他

- ・お寄せいただいたご意見は、後日、県の考え方とともに公表します。
- ・個別に回答は行いませんので、ご了承ください。
- ・収集した個人情報は、今回の意見募集に係る目的以外には使用しません。



(問合せ先)

担 当 林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室
今尾、草間

電 話 026-235-7266(直通)
026-232-0111(代表) (内線)3273

F A X 026-235-7364

電子メール mokuzai@pref.nagano.lg.jp

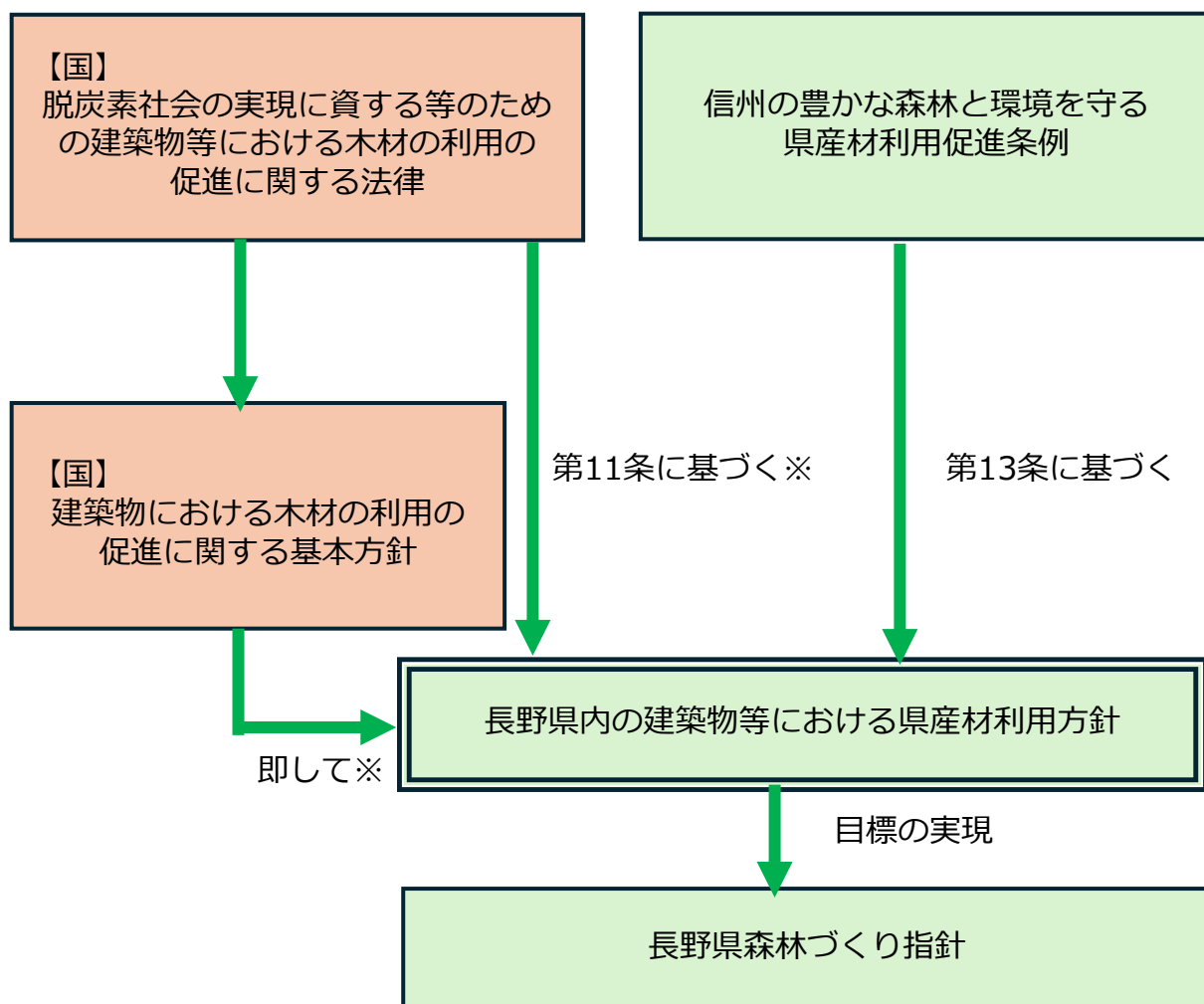
長野県内の建築物等における県産材利用方針（案）

目次

1	目的	P1
2	定義	P2
3	課題と現状	P3
4	基本方針及び施策	P5
4-1	県による県産材の率先利用	P5
4-2	建築物における県産材の利用の促進	P7
4-3	建築物以外における県産材の利用の促進	P9
4-4	県産材の安定供給の促進	P10
4-5	県産材及び県産材製品の産地づくり	P11
4-6	県産材の販路拡大	P12
4-7	県産材の利用による脱炭素社会に向けた取組の推進	P13
4-8	研究開発等	P14
4-9	人材の確保及び育成	P15
4-10	普及啓発	P16
4-11	木材以外の林産物の利用の促進	P17
5	推進体制等	P18
6	用語について	P19
7	附則	P19

1 目的

この方針は、長野県内の建築物及び土木施設等において、積極的に県産材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年木材利用促進本部決定）に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定めるとともに、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（令和7年3月条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、県産材の利用の促進に関する基本的な方針及び施策を定め、「長野県森林づくり指針」（注1）が目指す総合的な目標の実現に資するものとする。



※本方針中の4-1・2・4・8・9・10及び5については、法第11条に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年木材利用促進本部決定）に即して定めるもの。

2 定義

1 この方針において、次に掲げる用語の意義は、条例第2条の各項に定めるところによる。

(1) 県産材	県内で生産された木材をいう。
(2) 建築物	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
(3) 公共建築物	法第2条第2項に規定する公共建築物をいう。
(4) 土木施設	河川施設、砂防施設、道路施設、上下水道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。
(5) 公共土木施設	地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する土木施設をいう。
(6) 森林所有者	権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
(7) 林業事業者	森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。
(8) 木材産業事業者	製材その他の木材の加工（条例第17条において「木材の加工」という。）又は木材の流通の事業を行う者をいう。
(9) 建築関係事業者	建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
(10) 土木関係事業者	土木施設の設計又は施工の事業を行う者をいう。
(11) その他事業者	林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び土木関係事業者以外の事業者をいう。

2 この方針において、条例第2条に定めのない用語の意義は、以下のとおりとする。

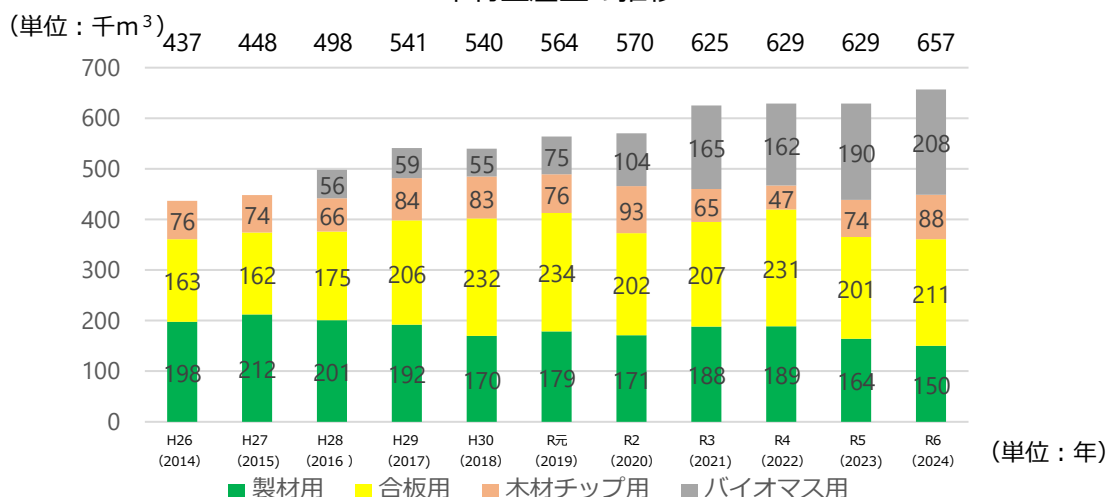
(1) 公共建築物等	公共建築物及び公共土木施設をいう。
(2) 木造化	建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
(3) 木質化	建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

3 現状と課題

本県の木材生産量は、令和6年（2024年）に65万7千 m^3 と平成26年（2014年）以降増加傾向にあります。需要面では合板用材の国産材へのシフトやF I T法による木質バイオマス発電所向けの燃料用チップ需要の急増が主な要因となっていますが、令和4年（2022年）以降、製材用材は減少傾向となっており、引き続き、住宅・非住宅分野等での利用拡大を進めていく必要があります。

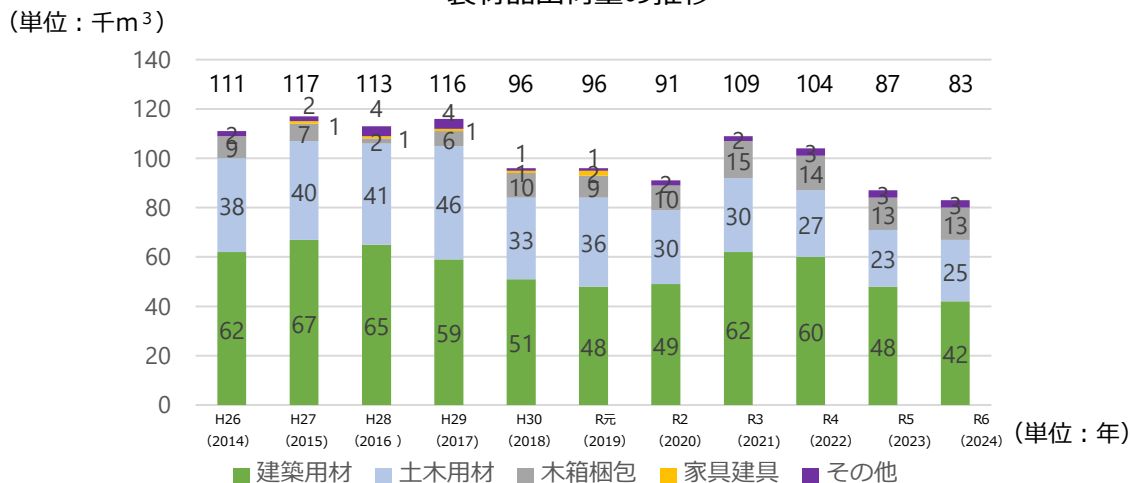
供給面では施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械等の導入といった林業経営基盤の強化により、生産力が飛躍的に増強されたことが背景にあります。今後は、国際的な木材需給情勢の変動に左右されにくい県産材の流通体制の構築と県内製材工場の活性化が重要な課題となっており、併せて「都市（まち）の木造化推進法」による建築物への木材利用を進めていくための市場流通性の高い木材製品の供給が必要となっています。

木材生産量の推移



出展：農林水産省「木材需給報告書」及び長野県林務部「木質バイオマス生産量」

製材品出荷量の推移

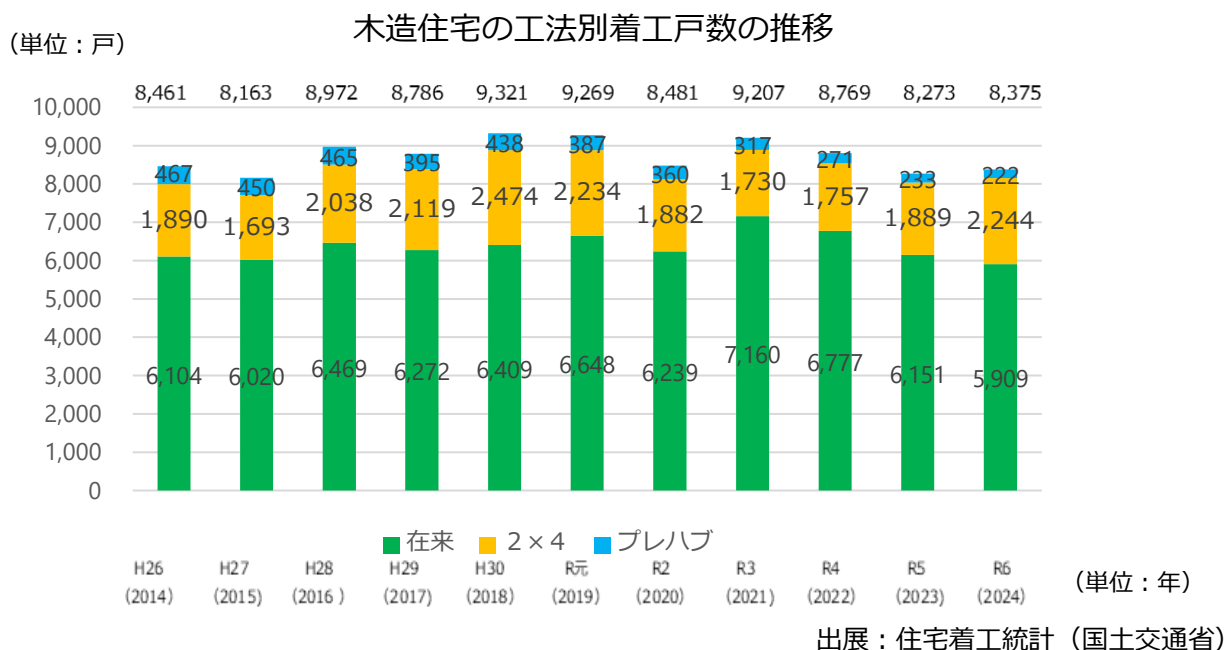


出展：農林水産省「木材統計」「木材需給報告書」

3 現状と課題

これまで県産材需要の多くを占めてきた住宅建築については、少子化高齢化等の進展に伴い、今後大きな増加を見込むことは難しい状況です。こうしたことから、住宅建築等に加え、公共建築物や民間建築物の非住宅分野における県産材の需要拡大を併せて進めていくことが重要です。

また、県産材をはじめとした木材は、脱炭素社会実現のための二酸化炭素を固定するという観点や、プラスチック等の石油由来製品の代替となるという観点から、人々の生活の様々な場面において、木材や木材由来の製品を利用する取組を広げていくことも重要です。



非住宅分野での県産材利用例

「美容室の木造化」
 多くの県民の皆様が利用する民間施設等での県産材利用を推進



身近な製品のウッドチェンジ例

「ウッドパイロン」
 プラスチック製から木製へ
 (県産カラマツ及びエンジュを使用)



4 基本方針及び施策

条例第3条に掲げる3つの基本理念を達成するため、条例第13条の規定による基本方針として、県産材の利用の促進に関する方針及び施策を次のとおりとする。

4-1 県による県産材の率先利用

方針

- 1 県が行う公共建築物及び公共土木施設の整備等に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、条例の趣旨を踏まえ、使用する木材は、次の各号に掲げる場合を除き県産材とする。
 - (1) 法令の規定等により県産材の使用を指定できない場合
 - (2) 県産材による供給が困難である場合
 - (3) その他相当な理由により県産材の使用が適当でない場合
- 2 県は、県産材製品の利用及び県産材の木質バイオマスとしての利用を促進するため、県が整備する公共建築物において、その活用を進めるものとする。

施策

- 1 公共建築物
 - (1) 公共建築物の木造化の推進
 - ア 県が木造化を積極的に推進する施設は、県が整備する広く長野県民の利用に供される社会教育・体育施設・文化施設、保健・衛生施設、社会福祉施設、教育・研修施設、行政施設、住宅施設、研究施設及びその他の施設とします。
 - イ 県が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物等とすることが求められていない公共建築物においては、次の各号に該当する場合を除き、木造化するものとします。
 - (ア) 法令の規定、施設の設置基準等により木材の使用が適当でない場合
 - (イ) その他総合的な判断により木材の使用が適当でない場合
 - なお、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとします。
 - ウ 県が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物等とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化に努めるものとします。

(2) 公共建築物の木質化の推進

ア 県が整備する公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合にあっては、次の各号に該当する場合を除き、木質化するものとしします。

(ア) 法令の規定、施設の設置基準等により木材の使用が適当でない場合

(イ) その他総合的な判断により木材の使用が適当でない場合

イ 県が、重点的に木質化を推進する施設は、広く長野県民の利用に供される施設とし、重点的に木質化を推進する箇所は、居室、エントランスホール、ロビー・廊下及びこれらに準じた箇所としします。

(3) 公共建築物の木造化・木質化の検討

県が行う公共建築物の整備においては、施設の基本計画（構想）策定前に、原則として、「県産材利用促進連絡会議（注2）」において施設の木造化・木質化を進める方向性について検討を行ったうえで施設の整備を進めるものとしします。

(4) 公共建築物の整備における工法

県が行う公共建築物の整備においては、環境負荷の大きい工法を減らし、環境に配慮した工法を取り入れるものとしします。

(5) 公共建築物に使用する木材

県産材の使用に当たっては、製材の日本農林規格等に適合すると認められ格付けされたJAS製材品、信州木材認証製品センター（注3）の信州木材認証製品（注4）又は同等品以上の品質・規格・性能を有するものの使用に努めるものとしします。また、新たに開発された木質部材等の使用についても配慮するものとしします。

2 公共土木施設

(1) 公共土木施設の木材利用の推進

ア 県が行う公共土木施設の整備においては、脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した自然共生型の工法のうち、木材の特性を考慮した木材利用工法を積極的に採用します。

イ 県が、重点的に木材利用を推進する工法については、木製(残置)型枠工、柵工、筋工、沈床工、丸太基礎杭工、階段工、仮設工等としします。

ウ 県は、工事標識・看板等の工事用仮設物について、積極的に県産材を取り入れるとともに、新しい木材加工技術の活用など、公共土木施設における木材の新しい利活用に取り組むものとしします。

3 その他

(1) 家具・備品・調度品等への木材利用の推進

県が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、木材製品の利用を基本とし、可能な限り県産材製品の利用に努めるものとしします。

(2) 木質バイオマスの利用

県は、公共建築物へ暖房機器やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努め、使用する燃料は、県産材由来のものとしします。

4 - 2 建築物における県産材の利用の促進

方針

県は、市町村や民間事業者等が整備する公共建築物に加え、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や技術的な助言などを行うものとする。

施策

1 公共建築物での県産材の利用促進

- (1) 県は、市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）並びに民間事業者が整備する公共建築物における県産材の利用が促進されるよう以下の取組を進めます。

ア 公共建築物における県産材を使用した木造化・木質化等の取組に対して支援を行います。

イ 木造公共建築物における県産材の利用実態を把握し、利用状況等の情報提供を行います。

ウ 木造化・木質化に関する法令の整理・共有及び技術的な助言や県産材の利用に関する情報提供等を行います。

エ 公共建築物の建築計画の把握を行うとともに、県産材等に関する知識等を有する者を信州ウッドコーディネーターとして配置し、県産材の利用に係る助言などの支援を行います。

- (2) 県は林業事業者・木材産業事業者の団体等と連携し、市町村等に対し、条例の趣旨を踏まえた県産材の利用が進むよう協力を求めてまいります。

2 公共建築物以外での県産材の利用促進

県は、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用が促進されるよう、特に脱炭素化にも配慮しつつ以下の取組を進めます。

(1) 住宅

ア 県産材を使用した住宅の建築等に対して支援を行います。

イ 長野県産材CO₂固定量認証制度（ECCO）（注5）など県産材利用によるメリットの見える化の取組を通じ、住宅の建築における県産材利用が進むよう、関係者と連携して取り組みます。

ウ 木材産業事業者や建築関係事業者が連携し、施主などのエンドユーザーを対象とした県産材を使用した住宅の良さを普及させる取組等に対して支援を行います。

(2) 住宅以外

ア 多くの県民が訪れる普及効果の高いモデル的な民間建築物における県産材を使用した木造化・木質化等の取組に対して支援を行います。

イ 新たな建築部材や設計・施工に関する先進的な技術の普及等を進めてまいります。

ウ 民間事業者による大規模建築の計画等を把握した場合は、必要に応じ信州ウッドコーディネーターによる助言などの支援を行い、県産材の利用につなげます。

3 県が補助する建築物における県産材の利用の推進

県は、建築物の補助に当たっては、補助事業の事業主体や建築主の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に利用されるよう配慮するものとします。

4 建築物木材利用促進協定の活用

県は、法第15条に定められている建築物木材利用促進協定制度について、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し同制度の積極的な周知を行います。

また、県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し技術的な助言や情報提供を行うとともに、協定に基づく取組の情報発信を行います。

県産材を使用した民間建築物



写真：© takeshi noguchi

OYAKI FARM（長野県長野市）

＜施設概要＞

構造：木造2階建て

規模：延べ面積1,664m²

県産材使用量：395m³

主な使用樹種：スギ、ヒノキ

建築物木材利用促進協定とは



森林・木材・建築3団体との協定締結
(R7.5.26)

事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における地域材の利用を促進し、川上から川下までが連携した木材の安定的な供給体制の構築を図るとともに、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指し締結するものです。

4 - 3 建築物以外における県産材の利用の促進

方針

- 1 県は、県以外が実施する土木施設における県産材の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や技術的な助言などを行うものとする。
- 2 県は、県産材製品の利用及び県産材の木質バイオマスとしての利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や普及啓発などを行うものとする。

施策

- 1 県以外が実施する土木施設での県産材の利用促進
 - (1) 県は、市町村等が整備する公共土木施設における木材利用が促進されるよう、県産材を利用した施工事例等の情報提供を行います。
 - (2) 県は、民間事業者が整備する土木施設における県産材の利用が進むよう、公共土木施設における県産材の施工事例の提供や技術的な助言等を行います。
- 2 県産材製品及び木質バイオマスとしての利用促進
 - (1) 県は、県産材を使用した調度品など県産材製品の利用が幅広く進むよう、自らの利用実績の情報の発信に努めるほか、展示会やSNS等を活用した情報発信を行います。
 - (2) 県は、多くの県民が利用する施設等における木質バイオマスを燃焼する機器の導入や木質バイオマスの安定供給の取組等に対して支援を行うとともに、木質バイオマスの利用促進に係る普及啓発として、展示会やSNS等を通じた情報発信を行います。

SNSを活用した木質バイオマスに係る普及啓発



県では、木質バイオマスの利用促進のため、薪・ペレット生産の取組や薪・ペレットストーブのある暮らしなどを紹介した動画を公開するなど様々な媒体を通じて、情報発信をしています。

長野県林務部Youtube
「自然由来のぬくもりいかがですか？」



4 - 4 県産材の安定供給の促進

方針

県は、県産材の安定的かつ持続的な供給確保のための森林資源の循環利用及び県産材の加工・流通体制の整備を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や品質向上のための技術的な助言などを行うものとする。

施策

1 原木の安定供給

県は、県産材需要に対し、確実に供給されるよう、森林所有者及び林業事業者等の関係者の協力を得つつ、林業経営に適した森林における適正な主伐と主伐後の再造林や、間伐等が必要な森林における森林整備を推進することにより、計画的な原木の安定供給と森林資源の循環利用を図ってまいります。

県産材利用者等のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給を促進するとともに、その品質等に関する正確な情報の提供等を進めてまいります。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るための取組を進めてまいります。

2 加工・流通体制の整備

県は、木材加工流通施設の整備により、品質が確かで価格競争力のある県産材が安定的かつ持続的に供給されるよう支援を行うとともに、信州木材認証製品センターの信州木材認証製品の普及や、JAS認証の取得が進むよう支援を行うことなどにより、県産材の品質の確保・向上、安定供給を図ってまいります。

信州木材認証製品制度の主な基準



信頼のブランド認証マーク

主な認証の基準

含水率	柱・梁桁などの構造材：20%以下 （芯持ちのマツ類は15%以下）
	敷居・鴨居などの造作材：18%以下 （芯持ちのマツ類は15%以下）

信州木材認証製品センターが認める基準をクリアした製品のみ表示される信州木材認証製品の証です。

4 - 5 県産材及び県産材製品の産地づくり

方針

県は、県産材利用に関する地域の関係者間の連携を促進することで、地域の特徴を活かした産地形成につなげるほか、地域に根差した木工製品・家具等の県産材製品の普及啓発などを行うものとする。

施策

本県はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、広葉樹といった多様な樹種が、県内各地域の気候や特性に応じて生育し県産材として生産されています。こうした地域ごとの県産材について、川上から川下までの関係者が連携して行う付加価値向上や供給量の拡大などの取組に対し、情報提供や需要者とのマッチングなどにより県産材の産地づくりを図ってまいります。

また、木曽地域のヒノキやサワラ等を活用した桶、樽などの木製品、伊那地域のアカマツを活用した経木、県内各地のカラマツや広葉樹を活用した家具などに代表される多様な樹種を活用した県産材製品についても、展示会の開催支援やホームページ等での一元的な情報発信などを通じ、普及啓発を図ってまいります。

本県を代表する針葉樹と広葉樹



カラマツ

東信地域に多く、芯材は褐色で梁、土台、集成材、合板等で利用されている。



アカマツ

中信地域に多く、梁、桁、土台等に利用されている。



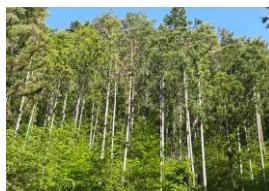
スギ

北信、南信に多く、一般住宅の建築材として多く利用されている。



ナラ

(コナラ、ミズナラ)
県内全域にあり、家具及び建具全般、フローリング等に利用されている。



ヒノキ

木曽ヒノキが有名、柱、造作材等、土台等利用されている。

県内にはナラ以外にも多くの種類の広葉樹が生育しており、それぞれの特性に応じて家具や木工品等に利用されている。

4 - 6 県産材の販路拡大

方針

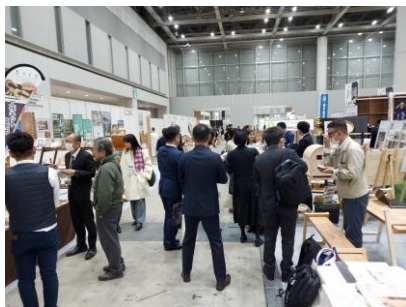
県は、県産材及び県産材製品について大都市圏等における販路拡大を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や情報の把握・共有、普及啓発などを行うものとする。

施策

県産材に関する豊富な知識・経験を持つ信州ウッドコーディネーターによる顧客ニーズの把握や新たな木材需要先の開拓等の取組に加え、木材産業事業者等と連携して取り組むSNSを活用した広報活動や、展示会出展による県産材のPR等を通じ、大都市圏等における県産材の販路拡大を進めます。

また、県内における県産材の生産・流通状況や県内外の需要動向の把握に努めるとともに、木材産業事業者等との情報共有により、効果的な販路拡大に資する取組を進めます。

取組状況



展示会でのPR
(モクコレ2024+)



信州ウッドコーディネーター
による製品説明

県HPでの情報発信 「NAGANO WOODポータル」



ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行政 > 経済・産業 > 長野県の組織一覧(主要) > 県産材利用推進委員会 > NAGANO WOODポータル

更新日: 2025年7月8日

NAGANO WOODポータル

NAGANO WOODポータルでは、「信州の木でできた木製品を使いたい!」「良のある暮らしをしたい!」「信州の木を使いたい!」と考えている人のために、住宅部材・木製品・薪・ペレットの産地など、長野県の木材・木製品を扱う事業者に関する情報を掲載しています。

【一般ユーザー向け】

- 信州の木でできた木製品やDIY材をお探しの方はこちら
- 良のある暮らしをしたい、薪・ペレットの産地をお探しの方はこちら

【プロユーザー、行政機関向け】

- 信州の木(住宅などの建築物用、農林など)をお探しの方はこちら
- 信州の木を使って建てられた建築物をお探しの方はこちら

【Googleマップで検索したい方】

現在地や事業者名から事業者や建築物をお探しの方はこちら(別ウィンドウで外部サイトに開きます)

- Googleマップ(別ウィンドウで外部サイトに開きます)

※事業者名・施設名で検索したい方は、リンクを「ブラウザで開く」からWebブラウザでご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/portal/nagano_wood_portal_home.html



4 - 7 県産材の利用による脱炭素社会に向けた取組の推進

方針

県は、県産材の利用による温室効果ガスの排出削減量や固定量を認証する取組を通じ、脱炭素化の取組やその普及を進めるため、情報提供や普及啓発などを行うものとする。

施策

脱炭素化社会を実現するためには、排出される温室効果ガスの量を可視化する「見える化」の取組が不可欠です。

県は、長野県産材CO₂固定量認証制度（E C O C O）に基づき、県産材の使用量に応じた二酸化炭素の固定量を定量的に評価し、地球温暖化の防止や地域の森林整備、環境保全への貢献度を数値で「見える化」する取組を引き続き、進めます。

また、SHK制度（温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの算定と国への報告を義務付け、国が公表をする制度）における木材利用の取り扱いをはじめとする国の動向を注視しながら、国の制度に応じて 長野県産材CO₂固定量認証制度による取組がより効果的なものとなるよう、制度の改善及び普及啓発等を進めてまいります。

なお、県は、長野県グリーン購入推進方針（注6）に定められている木材及び木材を原料として使用した製品については、この推進方針に即した調達を進めてまいります。

長野県のCO₂吸収量・固定量認証制度

長野県森林CO₂吸収評価認証制度

森林の里親契約に基づく取組により整備された森林のCO₂吸収量を県が認証し、企業等のCSR活動の「見える化」を行っています。



長野県産材CO₂固定量認証制度

オフィスや店舗等での県産材の使用量に応じた二酸化炭素固定量を定量的に評価し認証書を発行することで、企業の社会貢献活動に利用していただけます。



長野県県有林J-クレジット創出プロジェクト

県有林の森林整備によって吸収された二酸化炭素をJ-クレジットとして販売します。
15,000円/t-CO₂（税別）



市町村におけるJ-クレジット導入支援

市町村有林等の森林整備によって吸収された二酸化炭素をJ-クレジットとして取引できるように、認証に向けたマニュアルを作成し導入を支援します。



J-クレジット
支援マニュアル
（R5.3発行）

森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能や木材の炭素固定等を定量的に評価し、企業等の社会貢献活動とつなぎ、健全な森林づくりを進めます。

4 - 8 研究開発等

方針

県は、林業・木材産業に関する新技術の研究開発やその導入及び情報の収集に取り組むとともに、その成果の普及に当たっては、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進、情報提供や普及啓発などを行うものとする。

施策

県は、県内の林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者等からの要請を踏まえ、木材乾燥の高効率化や強度向上を含む技術開発を推進し、県産材の品質・性能の向上及び付加価値の向上に向けた研究を進めます。

また、森林資源の循環利用を図るため、低密度植栽や成長などに優れた苗木の植栽といった施業の省力化を図るための研究にも取り組みます。

さらに、県自らの研究に加え、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所など他の研究機関の成果も含め、その技術を必要としている関係者へ効率的に普及を進めてまいります。

林業総合センター木材部の試験研究成果

【木材乾燥技術】

木材を人工乾燥する際、特に心持ち材では材面割れを防ぐことが難しく、従来は柱材に背割りを入れる方法が一般的でした。木材部では、この課題を解決するため、材面割れを抑制する「高温セット法」を平成10年に開発。この技術は、木材を高温低湿で一定時間処理し、表面応力を固定することで材面割れを防ぐものです。現在では、カラマツに限らずスギ・ヒノキの心持ち柱材にも適用され、全国的に普及し、主流技術となっています。

その後、高温乾燥による内部割れの課題（H23）や高温で乾燥することにより強度が落ちる熱劣化の課題（R4）など、業界が求める品質とコストのトレードオフに対応した研究を続けています。

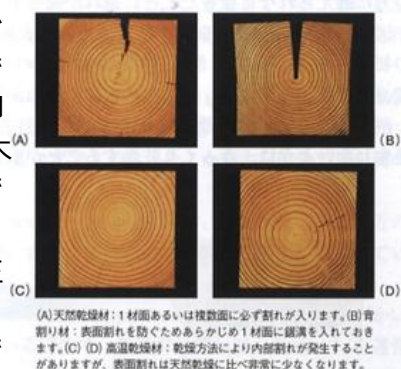


図2 心持ち柱材の乾燥(カラマツ)

林業総合センター木材部の研究成果

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyosogo/soshiki/mokuzaibu.html>



4 - 9 人材の確保及び育成

方針

県は、県産材利用に関する助言や支援ができる専門人材や、その他の県産材利用促進に関わる人材の確保・育成を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や技術的な助言などを行うものとする。

施策

県産材の利用を促進するためには、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者などによる連携した取組が必要です。

県は、非住宅分野の建築に関わる設計士・工務店を対象とした県産材に係るセミナーを開催するとともに、信州ウッドコーディネーターの活動等を通じた県産材の需要と供給のマッチングなどの取組の成果を情報共有することなどにより、連携体制を構築できる人材を育成します。

また、県産材利用の意義を理解し、すでに住宅建築に県産材を利用している設計士・工務店の活動を横展開することで、新たに県産材を積極的に利用する人材の育成に取り組めます。

○ 人材育成に係る取組事例

県では、林業事業者や建築関係事業者等を対象とした県産材の利用に係る研修を開催し、森林整備体験や木材市場及び製材工場等での流通・加工状況の視察等を通じて、県産材利用の推進につながる学びの場を提供しています。



研修 1
森林・林業や県産材の特性等についての説明



研修 2
建築士や大学教授等による講演

研修状況



視察 1
木材市場等視察



視察 2
製材工場等視察

屋外研修

4-10 普及啓発

方針

県は、木育をはじめとする県産材利用に関する普及啓発等に関して、必要な取組を進めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や情報共有などを行うものとする。

施策

県産材利用を進めるためには、県民の皆様に県産材を利用することの意義を理解してもらう必要があります。

県は、木に親しみ、木の良さについて理解を深める機会を創出するため、木材産業事業者等と連携し、子どもをはじめとする県民向けの県産材利用の意義を学ぶためのイベントの開催や、事業者向けのフォーラム等を開催するとともに、県産材をPRするためのロゴマーク及びキャッチフレーズやSNS等を活用して、県産材利用の促進につながる普及啓発及び木育などの森林環境教育を積極的に行うとともに森林環境教育を実践できる指導者の養成を進めてまいります。

また、法第9条に規定される木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月1日～31日）を中心に、木材産業事業者等が連携し、イベントやSNS等の各種媒体における情報の発信など通じて、県産材の利用を促進します。

県産材「ロゴマーク・キャッチフレーズ」（令和7年3月21日決定）



つなぐ木のいのち

県産材を多くの方に知ってもらい、県産材を選んでいただくためのシンボルとしてのロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の公募を行い、応募のあった86点の審査の結果、左のとおりロゴマーク等を決定しました。

今後は、消費者の方が一目で県産材を使った商品であることがわかるよう様々な製品に使用することで、県産材の利用を促進していきます。

家のシルエット（輪郭）の中に幹と枝を組み合わせ、窓の外に太陽（または月）が浮かび穏やかな暮らしを育んでいる「暮らしごち」を表現し、色彩は空と木々の緑と大地を象徴しています。

「NAGANO WOOD PRODUCT」の文字を組み合わせ県産材の製品であることを示しています。

4-11 木材以外の林産物の利用の促進

方針

県は、竹材や精油などの木材以外の林産物の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や技術的な助言などを行うものとする。

施策

森林の多面的利用を推進していくためには、竹材の生活用品としての利用や木炭、漆などの林産物の利用を促進していく必要があります。

県は、里山周辺で竹林整備を行っている地域に対する支援や木材以外の林産物の利用促進に係る助言等を行ってまいります。

また、樹皮、樹脂等から抽出した精油など、食用に供される以外の林産物が、様々な用途の素材として利用が可能となるよう研究及び技術の開発・普及促進を進めてまいります。

○ 地域における竹材の活用事例（安曇野市）

安曇野市清水地区では、かつて利用されていた竹林等の手入れが進まず荒廃が懸念されていたことから、地域住民等20名による「清水里山整備協議会」を立ち上げて竹林整備を行うとともに、伐採した竹については、竹炭として有効利用しています。



竹林整備



竹炭づくり

○ 山の香りを身近に感じられる取組

森林整備による伐採現場で発生する林地残材を有効活用するための一つの方法として、精油として活用する取組が進んでいます。

精油とは、植物に含まれる香り成分を抽出した液体で、リラクゼーションなどの機能を有し、芳香剤や入浴剤として、日常的に使用されています。



県産材製品展示会での精油PR

5 推進体制等

方針

県は、県産材の円滑な利用を推進するとともに、市町村や民間等における県産材の利用を促進するため、県産材利用促進連絡会議を設置するものとする。

施策

県は、県産材利用促進連絡会議において、県産材利用方針の検討、県産材利用の促進を図るための施策及びその進行状況についての検討などの協議を行います。

連絡会議内に幹事会を設け、具体的事項を調査研究や部会による県産材利用に関する事項の検討を行います。

連絡会議において、県内における公共建築物等の整備における県産材を含む木材の利用状況の実績を把握・評価を行い、部局間の連絡調整、県産材利用の促進に向けた施策の検討を行います。

また、県内における公共建築物等の整備における県産材を含む木材利用状況、木材利用の促進に資する有益な情報や優良事例並びに協定の内容等を毎年取りまとめ、県ホームページ等で公表します。

6 用語について

(注1) 長野森林づくり指針

県の森林づくりに関する施策の基本的な展開方法を定めたもの。森林の若返りや担い手の確保・育成等の視点を強化するとともに、県産材の利活用等を通じた地域の林業・木材産業の活性化等を図ることとしている。

(注2) 県産材利用促進連絡会議

昭和61年に発足。循環型社会の構築と長野県の森林を育み、地域を生かす地産地消による県産材の利用促進のための施策の検討と実現を図る組織。副知事を会長とする。

(注3) 信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体

(注4) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定の基準をクリアし、樹種(銘柄名)、含水率(乾燥方法)、寸法、製造社名等が表示された製品

(注5) 長野県産材CO₂固定量認証制度

木材が貯蔵している二酸化炭素の量を算定・認証することで、木材利用の地球環境への貢献度を「見える化」する制度で、県産材を使用した公共工事や個人住宅、企業の木質化、木製品等を対象としている。

(注6) 長野県グリーン購入推進方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第10条第1項の規定により、県が事業者として率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。

木材については、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた材であることとしている。

(グリーン購入)

環境負荷の少ない持続可能な社会を目指し、物品や役務を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品を優先的に購入すること。

7 附則

この方針は、平成16年4月1日 から適用する。

変更 平成22年12月13日

変更 平成24年3月22日

変更 平成25年3月25日

変更 平成29年10月31日

変更 令和4年3月25日

変更 令和8年〇月〇日